

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆平成29年度「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」報告書が公表される（内閣府） ..... 1
- ◆子ども・子育て支援新制度「自治体向けFAQ（よくある質問）」第16版が発出される（内閣府） ..... 2
- ◆NHK受信料免除対象施設の拡大 ..... 4

## ◆平成29年度「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」報告書が公表される（内閣府）

平成30年3月30日、内閣府は、平成29年度「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」報告書を公表しました。

平成29年度「子ども・子育て会議」、「子ども・子育て会議基準検討部会」において、調査結果の概要は報告されていますが、報告書では、地域区分別、定員区分別（利用定員）の集計結果がまとめられています。

保育所、認定こども園の職員配置については、保育士・保育教諭をみると、公定価格基準（常勤換算）よりも実際の配置は上回っていることが確認できます。また、事業活動全体の収支をみると、保育所（私立）全体の損益差額は5.1%、地域区分別では3.1~7.0%、定員区分別では4.6~5.6%。認定こども園（私立）全体の損益差額は9.0%、幼保連携型（私立）のみでは8.3%、地域区分別の幼保連携型（私立）では3.1~9.9%、利用定員別の幼保連携型（私立）では5.9~9.8%であり、平成29年度の子ども・子育て会議において内閣府からの報告にもあったように、地域や定員規模による損益差額に有意性はみられません。

詳細は、内閣府ホームページをご参照ください。

内閣府トップページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>制度の概要

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

# ◆子ども・子育て支援新制度「自治体向けFAQ（よくある質問）」第16版が発出される（内閣府）

平成30年3月30日、内閣府は「自治体向けFAQ（よくある質問）」の第16版を発出しました。修正・追記された項目のうち、保育所・認定こども園に関する項目を抜粋して記載します。詳細は、内閣府ホームページにてご確認ください。

「自治体向けFAQ（よくある質問）」（第16版）より、全保協事務局抜粋

## 【認定こども園】

P.54

No.212（事項）子育て支援事業と地域子育て支援拠点事業の関係 修正

（問）

認定こども園には子育て支援事業の実施が義務付けられていますが、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することは可能ですか。

（答）

認定こども園に実施が義務付けられている子育て支援事業（認定こども園法第2条第12項）と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項）とは、定義の一部が類似しているものの、相互に独立した事業です。

子育て支援事業は、地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、子どもの養育に関する問題について相談に応じて必要な情報の提供、助言等の援助を行う事業のほか、地域の家庭において保護者からの相談に応じる事業や、家庭における保育が一時的に困難となった地域の子どもについて認定こども園又はその居宅において保護を行う事業等を含んでおり、認定こども園は、いずれかの事業を実施することが義務付けられています。

他方、地域子育て支援拠点事業は、地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行うことに特化した事業であって、市町村又はその委託等を受けた者が行うものであり、「週3日以上・1日5時間以上の開所」「専任職員2名以上配置」など、充実した体制を整えることが要件となります。

これらの要件を満たせば、認定こども園にも、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することができます。現に、平成25年度には、拠点事業のうち140か所は、認定こども園を実施場所としています。（平成26年6月末時点の集計状況）

地域子育て支援拠点事業は、新制度施行時点で約6,000か所ですが、消費税財源を投入し、将来的には中学校区に1か所（全国で10,000か所）を目標として、整備を進めることとしています。

市町村におかれては、地域子育て支援拠点事業を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行するに当たり、地域における子育て支援を推進する観点から、同事業の委託を継続していただくことが望ましいと考えますが、地域のニーズや実情を踏まえて適切に御判断くださいますようお願いいたします。

### 【認定・利用調整】

P. 115

No. 43 (事項) 客観的な状況の変化が伴わない場合の支給認定の変更 新規

(問)

客観的には2号認定を受けることができるにもかかわらず、希望により1号認定を受け認定こども園に在園している支給認定保護者が、就労状況の変化等がないにもかかわらず、夏休みや冬休みなどの長期休暇期間中だけ2号認定に変更したいとの申請があったときは、変更を認めないとすることができるのでしょうか。

(答)

支給認定の変更は、子ども・子育て支援法第23条第2項において、「市町村は、(中略)、必要があると認めるときは、支給認定の変更を行うことができる」とされています。

ここに規定する「必要があると認めるとき」は、就労状況の変化等、保護者の状況に客観的な変化があり、支給認定の変更の必要が生じた場合を想定していますので、単に保護者の希望が変わったことだけを理由として支給認定の変更を申請された場合には、市町村の判断により当該変更を認めないすることも可能です。ただし、その場合は、保護者にあらかじめ、「支給認定の変更に当たっては、客観的な必要性が市町村により認められることを要する」ことについて、丁寧な説明のうえ、理解を得ておくことが重要となります。

### 【利用定員・認可定員】

P. 124

No. 13 (事項) 認定こども園における1号利用定員と2号利用定員の取扱い 修正

(問)

認定こども園を利用している保護者の就労状況が変化し、2号認定から1号認定に変更になった場合、1号認定から2号認定に変更になった場合、それぞれどのような取扱いとなりますか。利用定員に空きがない場合には、退園しないとイケないのでしょうか。

(答)

保護者の就労状況が変化し、支給認定区分が変更となった場合でも、子どもが通う施設の変更はできる限り避けることが望ましいと考えています。

特に、認定こども園の場合、保護者の就労状況が変化しても、継続して同一の施設で教育・保育を受けることがメリットのひとつであることから、利用定員に空きがある場合はもちろんのこと、利用定員に空きがない場合であっても、認可(認定)基準を満たす範囲であれば、一時的な定員超過を認める柔軟な取扱いが可能です。

なお、利用定員の超過が恒常的に生じる場合には、適切に利用定員を見直していただくことが必要です。

P. 126

No. 20 (事項) 利用定員を減少させた場合の定員弾力化 新規

(問)

認可定員よりも少ない利用定員を設定する場合、利用定員の弾力化による受け入れはできないのでしょうか。

また、その場合、利用定員を弾力化後の実利用定員に合わせて変更する必要がありますか。

(答)

認可定員より少ない利用定員を設定した場合においても、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応等、やむを得ない事情が生じた場合には、認可基準を満たす範囲で利用定員を超えた受け入れをしても差し支えありません。

また、その場合であっても、利用定員を弾力化後の実利用定員にあわせて直ちに変更する必要はありませんが、利用定員の超過が恒常的となった場合には、適切に利用定員を見直していただくことが必要となります。

#### 【認定こども園】

P. 158

No. 33 (事項) 幼保連携型認定こども園の移行特例 新規

(問)

改正認定こども園法の施行日の前日以前より運営されていた幼稚園や保育所が、幼保連携型認定こども園に移行した後に園舎の増改築等を行う場合、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第4条の移行特例は適用されるのでしょうか。

(答)

当該幼稚園・保育所の既存設備を用いている範囲については、引き続き基準附則第4条の移行特例は適用されます。

ただし、移行特例が適用されている施設にあっても、幼保連携認定こども園を新規に設置する場合に適用される基準に適合されるよう努めることが求められているとともに、国においても施行10年経過後を目処に特例の運用状況等を勘案し、移行特例の内容等を検討することとしていることを踏まえ、認可権者と協議し適切な施設整備を行ってください。(参考：幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて(平成26年11月28日付通知))

全文は、内閣府ホームページをご参照ください。

内閣府トップページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>自治体向け情報>Q&A集

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

## ◆NHK受信料免除対象施設の拡大

平成30年4月1日から、NHK受信料免除対象施設が拡大されました。

保育所、幼保連携型認定こども園等に加えて、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等が受信料全額免除の対象として示されています。

お手続き等の詳細は、NHKホームページにてご確認ください。

NHKオンライン>受信料の窓口トップ>「社会福祉施設に関する免除基準の変更」について

[http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo-henkou\\_h300401.html](http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo-henkou_h300401.html)